

## 令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金交付要綱

令和3年7月1日制定

3 荒地文第237号

( 副 区 長 決 定 )

### ( 通 則 )

第1条 荒川区芸術文化活動支援事業補助金の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和62年4月1日荒川区規則27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

### ( 目 的 )

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)の影響に伴い演劇や音楽を始めとする芸術文化活動が制限されている団体(以下「団体」という。)に対し、区の文化施設の施設利用料を予算の範囲内において補助することにより、芸術文化活動の継続を支援し、区民の芸術文化に触れる機会を設けることを目的とする。

### ( 定 義 )

第3条 この要綱において「芸術文化活動」とは、文化芸術基本法(平成29年法律第73号)が対象とする「文化芸術」に係る活動をいうものとする。

2 この要綱において「区の文化施設」とは荒川区民会館(荒川区民会館条例(昭和49年荒川区条例第28号)第1条に規定する荒川区民会館をいう。)、日暮里サニーホール(日暮里サニーホール条例(昭和63年荒川区条例第43号)第1条に規定する日暮里サニーホールをいう。))及びムーブ町屋(荒川区ムーブ町屋条例(平成7年荒川区条例第27号)第1条に規定する荒川区ムーブ町屋をいう。)をいうものとする。

### ( 補 助 対 象 者 )

第4条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止により芸術文化活動を自粛する等の影響を受けた団体

(2) 荒川区内に活動の拠点を置く団体

(3) 平成28年4月1日以降に区の文化施設のホール又はコンサートサロンを利用し、区又は公益財団法人荒川区芸術文化振興財団(以下「ACC」という。)が共催、後援又は協賛する公演等を実施した団体(次条に規定する補助対象事業を実施する日までに区又はACCが共催、後援又は協賛する公演等を実施する見込みがある団体を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、国、東京都、区及びA C Cが運営費の全額又は一部の負担又は補助を行っている団体は、補助金の交付の対象から除くものとする。

(補助対象事業)

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となるのは、令和4年3月31日までに区の文化施設を利用して行う次の事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

- (1) 施設の利用制限や各種ガイドラインを遵守し、利用定員内で実施する芸術文化活動の公演
- (2) 無観客で実施し、動画撮影により収録及び配信を行う芸術文化活動の実演

(補助対象経費)

第6条 この要綱による補助金のうち、前条に掲げる事業に対して交付の対象となるもの(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) サンパール荒川の大ホール及び小ホールの施設利用料金
- (2) 日暮里サニーホールのホール及びコンサートサロンの施設利用料金
- (3) ムーブ町屋の多目的ホールの施設利用料金

2 附帯設備の利用料金は、対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費が国、東京都、区及びA C Cが所管する別の補助事業の対象となる場合は、補助対象経費としない。

(補助金の交付額)

第7条 この要綱による補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、1補助対象者当たり30万円を上限として、区が予算の範囲内で決定する。

(補助金の交付の申請)

第8条 第4条に規定する補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の実施前に、令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和4年2月28日までに区長に申請するものとする。

- (1) 補助対象者の活動を説明する書類
- (2) 補助対象者が荒川区内に活動の拠点を置く団体であることを証する書類
- (3) 補助対象者が新型コロナウイルス感染症拡大防止により芸術文化活動を自粛する等の影響を受けたことを確認できる書類
- (4) 補助対象事業の実施内容を説明する書類
- (5) 平成28年4月1日以降に区の文化施設のホール又はコンサートサロンを利用し、区又はA C Cが共催、後援又は協賛する公演等を開催したことを証する書類
- (6) 前号のほか、区長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助対象事業の実施前に行うものとする。ただし、令和3年7月21日より前に実施した補助対象事業に係る申請については、この限りでない。
- 3 補助金の交付の申請は、会計年度ごとに1補助対象者当たり1回を限度とする。

(補助金の交付の決定)

- 第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定に際して、別紙1の補助条件を付するものとする。

(他の補助金等との関係)

- 第10条 補助対象者は、この補助金の対象経費に充当することを目的として、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(承認事項)

- 第11条 第9条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は第11条に規定する補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が別に指定する期日までに速やかに、令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金実績報告書(別記第3号様式。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象経費に係る領収書
  - (2) 補助対象事業の成果を説明する書類、データ等
  - (3) その他区長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

- 第13条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、実績報告書の審査及

び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金確定通知書（別記第4号様式。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第14条 前条に規定する確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金請求書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容及び関係書類を審査の上、補助金を交付するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第9条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る補助金の交付については、なおその効力を有する。

別記第1号様式(第8条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

所在地

団体名

代表者職・氏名

印

( 担当者氏名

電話

)

令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金交付申請書

令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

対象事業名				
活動内容				
実施日時				
会場	施設名			
	利用区分			
	利用料金(予定)			
参加予定数	公演者	名	来場者	名
補助金交付申請額				
備考				

別記第2号様式（第9条関係）

荒 第 号  
年 月 日

様

荒川区長

令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金を下記のとおり交付します。

記

1 交付決定金額

金 円

---

2 交付対象事業

3 交付条件等

（1）事業終了後、別記第3号様式による実績報告書に必要書類を添付し、提出してください。

（2）別紙の補助条件に従ってください。

## 別紙

### 補 助 条 件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

#### 第1条 申請の取下げ

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書を受領した日から起算して14日以内に、申請を取り下げることができる。

#### 第2条 事情変更による決定の取消し等

区長は、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

#### 第3条 承認事項

補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 第4条 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第5条 状況報告

補助事業者は、区長が補助事業の進捗状況について報告を求めたときは、速やかに応じなければならない。

#### 第6条 補助事業の遂行命令等

補助事業者は、区長が、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときで、かつ、これらに従って補助事業を遂行することを命じた場合は、速やかにこれに従わなければならない。

#### 第7条 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費に係る領収書
- （2）補助対象事業の成果を説明する書類、データ等
- （3）その他区長が必要と認める資料

#### 第8条 補助金の請求及び支払

補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金確定通知書（第4号様式）受領後、区長に令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金請求書（第5号様式）を速やかに提出しなければならない。

#### 第9条 是正のための措置

補助事業者は、実績報告書等による審査の結果、区長が補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときで、かつ、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命じた場合、速やかに是正措置を講じなければならない。

#### 第10条 決定の取消し

補助事業者が次の各事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助事業を実施しなかったとき。
- （4）その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定通知があった後においても適用があるものとする。

#### 第11条 補助金の返還

補助事業者は、区長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長が定める期限内に、その返還をしなければならない。

#### 第12条 違約加算金及び延滞金

補助事業者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、又はその返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を



控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

### 第13条 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他関係書類を、補助事業の実施日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

別記第3号様式(第12条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_)

令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 荒 第 号にて交付決定のあった令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金の対象事業について完了しましたので、下記のとおり実績を報告します。

記

1 助成金額

金 円

2 事業

対象事業名		
実施日時		
会場	施設名	
	会場使用料	
参加者	【公演者】	人
	【来場者】	人
事業成果 事業内容がわかる写真・動画を配信する URL 等を添付すること。		

別記第4号様式(第13条関係)

荒 第 号  
年 月 日

様

荒 川 区 長

令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 荒 第 号で交付決定した令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金を下記のとおり確定します。

記

補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記第5号様式(第14条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

( 担当者 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ )

令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金請求書

年 月 日付、荒 第 号にて確定のあった令和3年度荒川区芸術文化活動支援事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円  
\_\_\_\_\_

2 支払先

別紙「登録申請書(債権者・納入者)」のとおり